

日本標準職業分類第 6 回改定案作成の基本方針

令和 7 年 3 月 2 4 日
職業分類改定研究会

1 日本標準職業分類（第 6 回改定）の位置付けと役割

日本標準職業分類（以下「職業分類」という。）は、我が国の公的統計の作成に際し、統計調査及び行政記録情報から得られた職業情報を分類・集計するための体系であり、また、職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する観点から、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として設定するものである。

この職業分類を使用して職業別に表示を行う公的統計のうち主なものは、次のような観点から整備され、利用されるものと想定される。

① 生産活動に投入される労働力に関する統計

財・サービス需要の変化に伴い必要となる労働力の変化を予測するなど、生産活動と職業との関係の分析に用いられる。

② 賃金、就労状況に関する統計

世帯における就業者の状況や、職業別の賃金水準の変化等の分析に用いられる。

③ 教育・訓練に関する統計

学校教育修了後の進路状況や職業訓練における職業別の実態など、教育や訓練と職業との関係の分析に用いられる。

④ 労働条件・労働環境に関する統計

労働時間、労働契約の形態、労働災害の派生状況などと職業との関係の分析に用いられる。

⑤ 生活実態に関する統計

生活状況や社会活動など社会生活と職業との関係の分析に用いられる。

職業分類は、こうした職業別に表示される統計へのニーズを十分考慮しつつ、公的統計の整備と利用の実務において不可欠な標準的な分類体系を提供することによって、総合的な品質の高い公的統計の整備とその利用の推進を図ることを目的に整備する。

2 職業分類の設定の考え方

職業分類の第 6 回改定における職業分類の設定の考え方は次のとおりとする。

（1）用語の定義

職業分類に使用する用語の定義は、次に定めるところによる。

ア 課業

個々の作業や任務をいう。

イ 職務

一つの経済単位（主に経済活動を行う法人、個人事業主）のために一人の人が遂行する課業のまとまりをいう。

ウ 職業

主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合をいう。

エ 報酬

職務の遂行への対価として受けるものをいう。賃金、給料、利潤（個人事業主）、その他名目のいかんを問わず、通貨以外のものを含む。

オ アからエまでに定めるもののほか、この職業分類において使用する用語は統計法において使用する用語の例による。

（2）分類項目の設定方法

職業分類の分類項目は、報酬を伴うか又は報酬を目的とする職務を対象に、課業の類似性、従事する人数等により、そのまとまりが社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。

この考慮すべき課業の類似性の基準は、次のとおりとする。

- ・ 課業の遂行に必要とされる知識又は技能
- ・ 事業所又はその他の組織の中で果たす役割
- ・ 生産される財又はサービスの種類

また、分類項目の検討に当たっては、別添「中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安」を参照する。

（3）職業分類の適用単位

職業分類は、1 人の人を単位として、その遂行する職務を通じて適用する。

3 課題に対する見直し方針

今回の改定は、主として次の見直し方針により行う。

- （1）情報通信技術の発展や働き方の多様化などの社会情勢や経済の変化に応じた分類項目の設定を行う。特に、デジタル関係の職業については、十分な情報収集を行うことで必要な分類項目の拡充を図る。
- （2）職業の内容を踏まえた分類項目の見直しを行う。特に、その他項目の占める割合が高い事務従事者やサービス職業従事者については、その実態を把握できるように分類項目の拡充を図る。
- （3）統計の継続性に十分配慮しつつ、利用者への的確な情報提供を図り、統計の利用可能性を高めるため、分類項目の説明、内容例示の充実などについて、分かりやすくするための工夫を行う。また、これと併せて一般原則の見直しを行う。
- （4）個別の分類項目は我が国の実情を踏まえて検討する一方、国際標準職業分類との比較可能性の確保の視点も考慮する。

中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安

令和 7 年 3 月 24 日
職業分類改定研究会

日本標準職業分類第 6 回改定案の作成に当たって、中・小分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安を次のとおり定める。

なお、個々の新設、廃止等の決定は、量的な目安とともに職業構造の変化、利用ニーズを踏まえた統計上の必要性、国際的な分類との比較可能性等を総合的に勘案して行う。

1 新設を検討するための量的な目安

- (1) 中分類項目の新設は、新設しようとする分類項目の就業者数が安定的にその属する大分類項目の就業者数の 10%以上又は 10 万人以上であること。
- (2) 小分類項目の新設は、新設しようとする分類項目の就業者数が安定的にその属する中分類項目の就業者数の 10%以上又は 1 万人以上であること。

また、「その他項目」^(注)の就業者数が安定的に、その属する中分類項目に占める構成比の 50%を超えないよう小分類項目の新設を検討すること。

(注) 小分類に設けられた「その他項目」とは、同一の中分類項目に設定した他の小分類には該当しない職務を適用させる分類項目として設定した符号の末尾が 9 で表記された分類項目である。

2 廃止を検討するための量的な目安

- (1) 中分類項目の廃止は、就業者数が継続的に 1 万人を下回ること。
- (2) 小分類項目の廃止は、就業者数が継続的に 1 千人を下回ること。